

役職員報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、新潟県フードバンク連絡協議会（以下「当会」という。）の役職員の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 当会は、常勤及び非常勤にかかわらず、不労の役職員報酬は一切支給しない。ただし、労働の対価として職務に応じた時給換算報酬、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施及び適用等に関し必要な事項は、三役会が別に定める。

附則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年5月30日三役会決議)

2 職務対価時給

(1) 事務局長（業務統括責任者） 2,000 円／時間

(2) 業務部門責任者 1,500 円／時間

(3) その他有償ボランティア 850 円／時間

3 旅費

(1) 車両燃料費 25 円／km

(2) 高速代及び駐車場代 実費

(3) 公共交通機関 実費

(4) 宿泊費 実費